

5 地方分権改革・地方税財源の充実強化

(1) 地方分権改革の一層の推進

国への提案事項

1 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

人口減少社会やデジタル化の進展を踏まえ、令和の時代にふさわしい国と地方の最適な役割分担を再設計するなど、次のとおり、国と地方のあり方について、抜本的な議論を進めること。

○ 国と地方の事務の最適化

- ・人口減少下においても自治体の行財政を持続可能なものにしていくため、これからの国と地方の役割のあり方について、地方制度調査会などで議論を進めること。
- ・全国一律の基準により実施すべき事務については、原則として国が直接実施すること。

○ 法令による義務付け・枠づけの更なる緩和

- ・地方がその事情にあった施策を推進できるよう、従うべき基準の新たな設定は行わないこと。
また、既存の「従うべき基準」も、廃止又は参酌基準化するなどルールづくりの役割を地方公共団体に委ねること。
- ・計画策定におけるナビゲーションガイドのように、国が自ら制度の見直しを図るルールを設定すること。

○ 自治立法権の拡充、立法分権

- ・国の立法過程への地方の更なる参画については、地方自治に関する重要法案について審査する特別委員会を国会に設置するなど、立法プロセスに地方が適切に関与する仕組みを構築すること。
- ・従来から議論のある条例による「上書き権」の問題に関しては、現行の法体系との整合性等を踏まえつつ、議論を深めていくこと。

2 地方分権型道州制の実現

- ・道州制の制度設計等を本格的に議論するための具体的な取組を促進すること。

【提案先省庁：内閣府】

5 地方分権改革・地方税財源の充実強化 (1) 地方分権改革の一層の推進

現 状／課 題

1 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

● 現状・課題

- ・分権改革後も依然として国の地方への過剰な関与が認められる事例が散見されている。
- ・現在、地方分権改革をさらに進めるための手段として、提案募集制度があり、一定の成果を上げているものの、地方分権改革というよりは、制度改善の提案が主な内容となっている。
- ・このため、地方分権改革をさらに進めるためには、従来の「国の権限を地方に移譲する」という発想ではなく、地方分権改革の目指す「個性を活かし自立した地方をつくる」という視点に立った新たな取組が必要。

● 令和6年度の本県の取組など

- ・令和5年度に全国知事会で実施した国の過剰な関与・規制が存在する分野についての全国アンケート調査で把握された課題等に基づき、令和6年度夏の全国知事会において、「国と地方の新たな役割分担」や「地方の裁量の更なる拡大」などについて提言を取りまとめ、所管大臣に要望を実施。
- ・現在、地方分権推進特別委員会において、有識者を交えて、「国と地方の新たな役割分担」や「地方の裁量の更なる拡大」などについて議論の深化を図っているところ。

2 地方分権型道州制の実現

- ・国全体の活力と成長を促進するためには、国の機能を大幅に移譲した新たな広域自治体を形成することにより、国と地方双方の政府機能を強化した「地方分権型道州制」の実現が必要。
- ・しかし、平成30年に自由民主党道州制推進本部が廃止、令和6年の衆議院議員選挙では、政権公約に道州制の導入を掲げた政党は1つのみ。

5 地方分権改革・地方税財源の充実強化

(2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

地方の歳出の大半を義務的な経費が占めている現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能を確保することは不可欠である。

このため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や法定率の引上げにより、財源対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けて、次の点に的確に対応すること。

1 地方交付税の法定率の引上げ

地方交付税の原資となる国税収入の法定率分が、必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により必要な総額を確保することとされている（地方交付税法第6条の3第2項）。

令和7年度地方財政計画では、臨時財政対策債について、制度創設以来、初めて新規発行額がゼロとなるなど、地方財政の健全化が一定程度図られているが、多額の財源不足は引き続き生じていることから、同法の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げを行い、財源対策債等による補填措置を早期に解消すること。

5 地方分権改革・地方税財源の充実強化

(2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

2 一般財源総額の確保・充実

(1) 安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実

地方財政計画の策定に当たっては、今後も社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体が責任をもって人口減少対策などの重要課題に対応しつつ、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを提供できるよう、地方単独事業も含めた歳出の積上げを行うとともに、地方の税收動向を的確に反映し、令和8年度以降においても安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること。

また、企業誘致や観光誘客など、地方の努力によって税收が増加した場合に、努力した団体がより税收増の実感を得られ、地域経済活性化に向けた取組の充実につなげられるよう、地方の税收確保努力に対するインセンティブの強化について検討すること。

(2) 物価上昇等の影響の地方財政計画への的確な反映

デフレから脱却し、物価と賃金がともに上昇する経済に移行していく中においては、民間給与の継続的な上昇に伴う会計年度任用職員を含む給与関係費の増加、物価上昇や民間の賃上げに伴う様々な委託料等の増加、金利上昇に伴う利払い費の増加など、地方歳出は必然的に拡大していくことが見込まれる。

このため、行政サービスの水準を落とすことなく安定的に提供できるよう、地方財政計画の策定に当たっては、人件費の増加や金利上昇による利払い費の増加を適切に見込むとともに、足元の物価上昇率を歳出全体に反映するなど、その影響を的確に反映すること。

国への提案事項

3 臨時財政対策債等の償還財源の確保

臨時財政対策債や景気対策、減税、市町村合併等により発行した地方債など、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした地方債の元利償還金については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠で確実に確保すること。

4 令和7年度に事業期間が終了する起債の期限延長

- 緊急防災・減災対策事業債については、優先度の高い事業から順次実施しているが、災害時の拠点となる庁舎の非常用電源の改修や交番・駐在所の耐震改修、防災ヘリコプターの更新など、未だ整備が完了していない防災・減災対策のために必要な施設等が多く残っていることから、引き続き対策を実施できるよう、制度を延長すること。
- 緊急自然災害防止対策事業債については、特に道路管理における法面对策について、有識者会議においてとりまとめられた法面整備方針に基づき、対策が必要とされた941箇所のうち、これまで優先度の高い箇所から対策を進めてきたところであるが、未だ多くの箇所が未対策であることから、近年頻発化・激甚化する災害等に対応するための整備を引き続き実施できるよう、制度を延長すること。
- 脱炭素化推進事業債については、公共施設等におけるZEB基準に適合させるための改修やLED照明への改修など、公共施設等の脱炭素化に向けた取組を引き続き計画的に実施できるよう、制度を延長すること。

国への提案事項

■ 地方創生を推進する財政措置

地方創生を推進するための財政措置について、次のとおり特段の配慮をすること。

- 「地方創生2.0」に合わせて創設された「新しい地方経済・生活環境創生交付金」においては、前身の「デジタル田園都市国家構想交付金」と同様、交付金のスキームとして、複数年間の事業内容等が具体的に決まっている取組が対象となっている。このため、事業者が試行錯誤しながら探索的に行う事業は対象になりにくい。
- こうした創発的な取組は、その試行錯誤の過程を通じて、イノベティブなアイデアや施策を生み出し、未来を切り拓く成果獲得の確度の高い施策の実施につながるものであるため、本交付金の対象となるよう、要件の緩和やKPIの柔軟な設定など、弾力的な運用をお願いしたい。
- 地方の創意工夫による独自の取組を一層強力に実施することができるよう、地方財政計画における「新しい地方経済・生活環境創生事業費」を拡充するほか、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の安定的な確保など、自由度の高い財源を拡充・確保していただきたい。

5 地方分権改革・地方税財源の充実強化 (2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

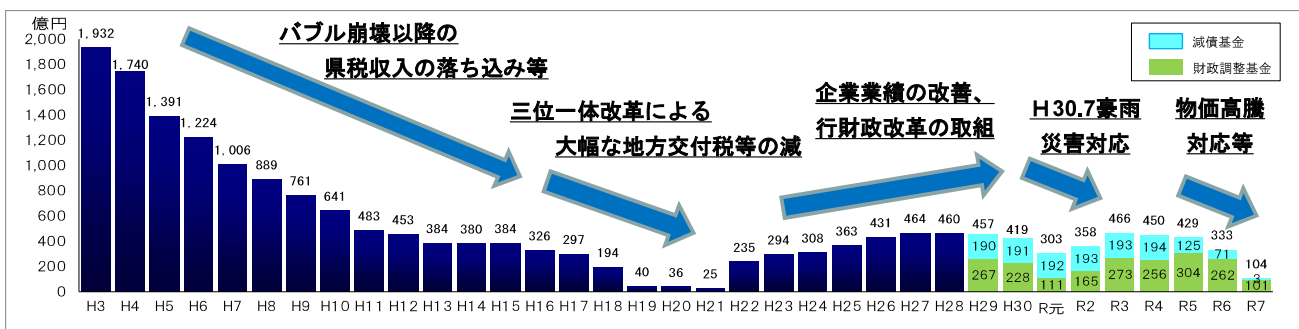
現状/これまでの経緯

- 本県の財源調整的基金については、平成3年度末(1,932億円)をピークに、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落ち込み等に伴う財源不足への対応などにより急激に減少した後、平成16～18年の三位一体改革による大幅な地方交付税の削減や、その後の影響などにより、平成21年度末には、ほぼ底(25億円)をついた。
- その後、国を大きく上回る行財政改革の取組等により、平成29年度末には、457億円まで回復したが、平成30年7月豪雨災害への対応に伴い大きく減少。
- 令和3年度には、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、一時は、残高が100億円を下回る状況となったが、県税収入の増などにより令和3年度末には、平成30年7月豪雨災害前の水準に回復。
- しかしながら、令和5年度以降は、地方消費税の減少や物価高への対応などにより、基金残高が減少傾向。

課題

- 近年、各地方団体の基金残高が増加していることから、残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がある。
- 本県における財源調整的基金の増加は、景気変動による収支減や災害対応などに備えるため、国を大きく上回る行財政改革に取り組み財源を捻出してきたものであるが、平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、不測の事態が生じた際は一瞬で激減するものである。
- こうしたリスクに対して、地方が柔軟かつ機動的に対応していくためには、基金を一定程度確保することが非常に重要である。
- 地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、また、地方交付税の削減につながるような議論も全く妥当ではない。

■広島県の財源調整的基金残高



※ 財源調整的基金とは、年度間の財源調整を目的とした積立金(財政運営のために自由に使える貯金)のことで、広島県では財政調整基金と減債基金の一部をいう。
グラフ数値は年度末残高であり、R5年度までは決算値、R6年度は2月補正予算後の見込み、R7年度は当初予算編成時の見込み。

5 地方分権改革・地方税財源の充実強化 (2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

現状/広島県の取組

- 前身の「デジタル田園都市国家構想交付金」については、全国知事会や中国地方知事会等で、財源確保や制度改善等について必要に応じ提案活動を実施してきたところ。

課題

- 地方が地方創生に資する取組を進める上では、所要額の確実な確保と、財源が一時的なものでなく恒久的なものであることが必要。
- 現行の交付要件では、複数年間の事業内容とKPIが具体的に決まっている取組が対象となっているなど、まだ要件緩和の余地があると考えられる。

- R6補正予算において、「新しい地方経済・生活環境創生交付金(新地方創生交付金)」を創設。
- R7当初：2,000億円/R6補正：1,000億円(R6当初：1,000億円/R5補正：735億円)。

新しい地方経済・生活環境創生交付金

第2世代交付金

第2世代交付金(移住・起業・就業型) (第2世代交付金の内数で実施)

第2世代交付金(プロフェッショナル人材事業型) (第2世代交付金の内数で実施)

デジタル実装型

地域防災緊急整備型

地域産業構造転換インフラ整備推進型(地域産業構造転換インフラ整備推進交付金)

現状／施策の背景・経緯

- 激甚化・頻発化する風水害や今後発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害に迅速・的確に対応するためには、防災に関する専門的な知識やスキルを有する自治体職員を確保・育成し、県・市町全体で更なる防災体制の強化を図る必要がある。
- このため、本県では県・市町共同で防災人材を確保・育成するため、令和4年度から県・市町合同で研修・訓練等に取り組むとともに、令和6年度からは「県・市町防災人材協議会」を設置し、地域特性や災害リスクを踏まえた研修・訓練等に取り組み、必要な経費については、県・市町双方が負担し運営することとしている。
- また、県全体の災害対応力を向上させるため、令和4年度から県・市町防災部局間での交流人事を実施しており、令和6年度から採用を開始した「防災職」については、研修・訓練・OJTなどにより育成し、将来的には市町に派遣する予定。

課題

- 「地方公務員の人材育成に係る地方交付税措置」の交付要件として、県・市町それぞれが、人材育成目標を定める必要があるが、本県のように、いわゆる県・市町の共有人材として、県・市町全体で目標を設定する場合が想定されていない。
- 加えて、市町村に専門人材を派遣する取組に対する特別交付税措置について、連携協約の締結に限定されており、自治体派遣（地方自治法第252条の17）などは対象外となっている。

5 地方分権改革・地方税財源の充実強化

(3)市町の財政基盤の強化

国への提案事項

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

- 市町における人口減少対策や、少子高齢化に対応したまちづくりをより一層進めることができるよう、地方交付税措置の個別算定経費である地方創生推進費や令和7年度までとされている地域デジタル社会推進費等について、所要額を引き続き措置するほか、必要な国庫補助金等や有利な地方債措置により、確実な財源措置を行うこと。

2 条件不利地域を有する市町への財政措置

- 本県では、全国に先駆けて市町村合併を進め、合併後のまちづくりに取り組んできたが、県内には、条件不利地域を有する市町が多く、厳しい財政運営を強いられている。これらの地域において、総合戦略に基づく地域の特色や地域資源を生かした各種施策を着実に実施していくため、必要となる中長期的な財政措置を、引き続き、確実に講じること。
特に、地方交付税算定における条件不利地域への割増や、ソフト分を含めた過疎対策事業債の必要額を確実に措置すること。

3 大規模災害に備えた消防施設等の整備推進に関する支援

- 能登半島地震など、近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、大規模災害に備えた消防・救急に係る施設・設備を計画的に維持・強化するため、緊急防災・減災事業債について、令和7年度までとされている現行期限を延長すること。

【提案先省庁：総務省、消防庁】

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

2 条件不利地域を有する市町への財政措置

5 地方分権改革・地方税財源の充実強化 (3)市町の財政基盤の強化

現状／施策の背景・経緯

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

令和2年の国勢調査において、県内人口は平成27年度と比べ1.5%減少となっているが、中山間地域や島しょ部では、5%以上減少している市町が15団体、うち4市町は10%以上減少しており、各市町においては、人口減少対策等、地方創生に資する取組や地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決に向けた取組について重点的に行っているところである。

2 条件不利地域を有する市町への財政措置

本県は「平成の大合併」による市町村数減少率が73.3%（全国2位）であり、合併市町においては、更なる行財政の効率化に取り組むとともに、建設計画事業を推進してきた。

令和6年度までで、一部地域を

除き、合併建設計画期間(20年)が終了するが、引き続き、

県内には条件不利地域を有する市町が多く、総合戦略に基づくまちづくりを着実に推進する必要がある。



課題

- 市町においては、人口減少や少子高齢化が進展する中、デジタル田園都市国家構想総合戦略への対応や中山間地域の活性化、公共施設等総合管理計画の着実な実施など、山積する課題に取り組んでいる。
- 中長期的な財政措置としては、公共施設等適正管理推進事業債の期限延長など配慮をいただいているが、自主的・主体的な地方創生への取組やデジタル実装に係る経費の増加は避けられず、引き続き、安定的な財政措置が必要となっている。
- とりわけ、条件不利地域を有する市町は税源が乏しく、厳しい財政運営が続いている。

地方債計画

(億円)

項目	令和6年度	令和5年度
過疎対策事業	5,700	5,400
公共施設等適正管理事業	4,320	4,320

現状／施策の背景・経緯

3 大規模災害に備えた消防施設等の整備推進に関する支援

【自然災害の激甚化・頻発化への対応】

- 平成30年7月豪雨や能登半島地震など、近年、自然災害が全国各地で激甚化・頻発化している。
- 本県では、平成26年8月豪雨や平成30年7月豪雨などの大規模災害の経験を踏まえ、県内の各消防本部において、
 - ・ 高度救助隊の設置や、
 - ・ 救助工作車、風水害対策用車両の導入、
 - ・ 水難救助・土砂災害対応資機材の導入など
 災害対応力の強化に取り組んでいる。

【消防の災害対応力の維持・強化】

- これまで、県内各市町では、合併特例債や緊急防災・減災事業債などの財源を活用して、大規模災害に対応するための施設や車両、資機材などの整備・更新を進めてきたところである。
- 一方で、激甚化・頻発化する自然災害に今後も対応していくためには、定期的な更新に加え、消防・救急に係る施設・設備の一層の強化を図る必要があり、財政上の負担となっている。

●消防施設の更新のタイミング

施設名称	施設数・台数	更新のタイミング
消防署等	122所	35～60年経過で建替え
通信指令システム	10所	約10年経過で更新
基地局、固定局	121所	約14年経過で更新
常備消防車両（消防車）	251台	約19年経過で更新
常備消防車両（救急車）	177台	約11年経過で更新
消防団車両	1,537台	約22年経過で更新
消防団格納庫	1,563所	20～60年経過で建替え

課 題

- 緊急防災・減災事業債は令和7年度まで延長されているところであるが、今後も引き続き県民の安心・安全を確保するためには、計画的に消防・救急に係る施設・設備の維持・強化を行う必要があり、令和8年度以降も整備費は高額となる見込みである。

令和8年度～10年度までの施設整備計画（県内消防）

名 称	数量	総事業費（見込額）
消防庁舎整備	7所	4,568百万円
消防通信指令設備等整備	2所	875百万円
常備消防車両整備	29台	1,413百万円
消防水利整備（耐震性貯水槽等）	27所	585百万円
消防団車両整備	103台	919百万円
消防団格納庫整備	16所	672百万円
合 計		9,032百万円

- また、能登半島地震など、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、高度な車両・資機材等の整備を図る必要があり、緊急防災・減災事業債の現行期限の延長を求めるものである。
- 緊急防災・減災事業債が廃止された場合、市町の財政負担が増加することによって、大規模災害に対応するための消防・救急に係る施設・設備の維持・強化が困難となる恐れがあることから、県内全消防本部から、緊急防災・減災事業債の現行期限の延長を求める声が寄せられている。

6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

国への提案事項

1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

- ① 弔意事業を充実強化すること
 - 原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実、関係資料の収集等弔意事業の充実強化
- ② 保健医療福祉事業を充実すること
 - 訪問介護利用被爆者助成等に係る所得制限の撤廃、介護保険利用助成に係る助成対象サービスの拡大及び利用助成費や事務費の全額国庫負担化
 - 原子爆弾小頭症患者の生活実態の十分な理解と実態に応じた支援
 - 「原爆病院、原爆養護ホーム、被爆者保養施設」等の運営費の充実及び施設整備に対する助成措置
 - これまでの判決等を踏まえ、より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用と見直し及び原爆症認定の引き続き速やかな審査の実施
- ③ 被爆実態に関する調査研究及び啓発活動を促進すること
 - 被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響に係る調査研究の更なる促進
 - 老朽化が進んでいる放射線影響研究所について、移転を着実に進めること
- ④ 被爆二世の健康診断内容等のより一層の充実を図ること

6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

国への提案事項

- ⑤ 在外被爆者の援護を推進すること
 - 医療費の支給、保健医療助成について居住国・地域の実情を踏まえて引き続き検討を行い、必要な改善を行うこと
 - 引き続き円滑な各種申請手続と周知を図り、高齢化が進む被爆者の実情を踏まえ、医療費及び保健医療助成制度に係る支給申請等について、在外公館等において支援を行うこと
 - 在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、在外公館等において現地協会等の支援を行うなど、より積極的な役割を果たすこと
- 2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善
 - ① 老人保健事業推進費等補助金(原爆分)に係る必要額を措置すること
 - 被爆者医療に係る地方公共団体の負担解消に向け、財政上、適切かつ十分な措置を将来にわたって講じること
- 3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化
 - ① 毒ガス障害者に対する援護措置を法制化するとともに財政措置を行うこと
 - ② 医療給付における疾病制限を緩和すること…対象疾病(慢性呼吸器疾患等7疾患群)
 - ③ 介護保険利用料の自己負担部分について助成を行うこと
 - ④ 毒ガス障害者に対する県単独事業(通院交通費、死亡弔慰金等の支給)を国庫事業化すること

【提案先省庁：外務省、厚生労働省】

6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

現状

【原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化】

- 被爆者及び遺家族は、原子爆弾の特異性により、今もなお長年にわたり社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けている。
- 被爆者は高齢化が一段と進み、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する者が年々増加している。
- 在外被爆者援護は、平成28年1月から法に基づく医療費等の支給が開始された。

【被爆者数及び平均年齢(令和6年3月末現在)】

区分	被爆者数	平均年齢
広島県 (広島市を除く)	13,457人	86.6歳
広島市	37,818人	85.2歳
県全体	51,275人	85.6歳

課題

【原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化】

- 弔意事業をはじめ、介護保険サービスの利用助成対象の拡大など、衆議院厚生委員会における附帯決議の趣旨を踏まえ、より一層の援護施策の充実が必要である。
- 原爆被爆による人的被害等の実態を把握するための十分な被災調査がなく、被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響を示す科学的知見は得られていない。
- また、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になっている。
- 在外被爆者は、日本と医療制度の異なる国や地域に居住しており、かつ高齢化が進んでいることから、引き続き実情を踏まえた改善を図る必要がある。

6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

現状

【後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善】

- 被爆者医療に係る地方公共団体の負担を軽減するために、老人保健事業推進費等補助金(原爆分)が創設されている。

【毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化】

- 毒ガス障害者援護制度(国の要綱により実施)

区分	対象
医療給付	毒ガスに起因する疾病のみ
介護救済措置	毒ガスに起因する在宅介護費用のみ
※ 毒ガス障害者の要望で実施している通院交通費や死亡弔慰金等は、県単独で補助。	

課題

【後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善】

- 被爆者の高齢化が進む中で、多大な財政負担が生じている。
- 介護保険法による保険者等の財政負担も大きい。

【毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化】

- 本来、国の責任において実施されるべきものであることから、根拠法の制定や制度の拡充が必要である。
 - ・ 原爆被爆者対策と比較して対象疾病が制限されている。
 - ・ 現在、全ての対象者が高齢者となっており、毒ガス起因との判断は難しく、事実上利用できない状況にある。
 - ・ 毒ガス障害者にとって必要な支援が、国の制度の対象外となっている。

6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(2)放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成措置の創設

国への提案事項

世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究の成果を生かした分野で広く世界貢献を果たす必要があることから、広く放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成制度を創設すること。

1 対象事業

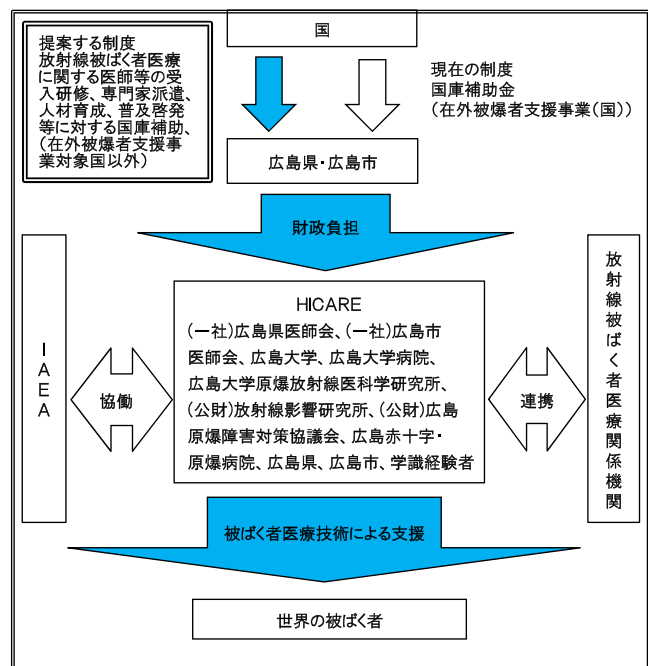
在外被爆者支援事業対象国に限らない、国内外の関係機関(IAEA等)と連携した放射線被ばく者医療に関する次の事業

- ① 医師等の受入研修
- ② 専門家派遣
- ③ 普及啓発のための国際会議
- ④ 共同研究

2 助成内容

定額補助又は、事業費に対する国庫2/3の助成

【提案先省庁：外務省、文部科学省、厚生労働省】



6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(2)放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成措置の創設

現状

1 広島が培った被ばく者医療の実績と研究成果による貢献

- 世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究の成果を生かした分野で、広く世界に貢献していくことが必要である。

《放射線被爆者医療国際協力推進協議会(HICARE)(平成3年設立)の活動内容》

- 医師等受入研修:延べ38か国・地域879名(令和7年3月現在)
- 医師等専門家派遣:延べ17か国221名(令和7年3月現在)
- 国際原子力機関(IAEA)と協働した放射線被ばく者医療分野の人材育成
 - ・ 国際医療研修、医学生のIAEAへのインターン派遣、共同研究
- 次世代の人材育成:高校出前講座
- 講演会開催
- 福島第一原子力発電所事故へのオール広島での医療支援

2 放射線被ばく者医療の必要性

- 被ばく者治療のノウハウの不足
- 被ばく事故発生時の体制が未整備
- がん治療など放射線源を用いた医療の需要増

課題

- HICAREの活動に対するニーズが大きい中、広島県・広島市の支援だけでは限界がある。
 - ・ HICAREの経費を負担する広島県・広島市はともに、厳しい財政状況
 - ・ HICAREの活動は、在外の原爆被爆者を対象とした在外被爆者支援事業に依存する現状
 - ・ これまでに蓄積された知見及びIAEAとの協働事業等を通じて得られる放射線被ばく者医療の知見を世界に、より広く普及する事業を実施するための財源確保が困難となっている。
- ⇒ 研修生の約90%が在外被爆者支援事業対象国からの受入となる等、活動が制約されている。

6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(3)「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

国への提案事項

「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、被爆者健康手帳交付に係る要件から疾病要件を外すこと。

要件② 障害を伴う一定の疾病にかかっていること

- 11種類の障害を伴う一定の疾病のいずれにかかっていることが確認できること。

※ 障害を伴う一定の疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっているかどうかは、提出していただいた診断書をもとに審査します。

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| ① 造血機能障害を伴う疾病
再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など | ⑦ 腎臓機能障害を伴う疾病
慢性腎炎、慢性腎不全など |
| ② 肝臓機能障害を伴う疾病
肝硬変など | ⑧ 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病
白内障 |
| ③ 細胞増殖機能障害を伴う疾病
悪性新生物など | ⑨ 呼吸器機能障害を伴う疾病
肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など |
| ④ 内分泌腺機能障害を伴う疾病
糖尿病、甲状腺機能低下症など | ⑩ 運動器機能障害を伴う疾病
変形性関節症、変形性脊椎症など |
| ⑤ 脳血管障害を伴う疾病
くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など | ⑪ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病
胃潰瘍、十二指腸潰瘍など |
| ⑥ 循環器機能障害を伴う疾病
高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など | |

【提案先省庁：厚生労働省】

現 状

- 令和3年12月に国から示された「黒い雨」体験者への被爆者健康手帳交付に係る審査指針の骨子案では、「黒い雨に遭った者」の考え方として、「遭ったことが否定できない場合を含む」とされ、また、疾病要件は残ったものの、「白内障の手術歴がある者は白内障にかかっているものとみなす」とされた。
- 本県では、事実上、多くの「黒い雨」体験者の救済につながることで、また、「黒い雨」体験者の高齢化が進む中、早期に制度運用を開始する必要があることから、国の骨子案を受け入れた。
- 令和4年4月から運用が開始された事務処理基準により手帳の認定事務を進めているところであるが、「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、事務処理基準から疾病要件を外す必要がある。

6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等 (3)「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

課 題

- 「黒い雨」に遭ったにもかかわらず、「11種類の障害を伴う疾病」に罹患しておらず、また白内障の手術歴もない人には、被爆者健康手帳交付ができない。
- 特に、疾病要件の審査に当たっては、健康管理手当の支給に係る審査と同じ基準で審査することとされており、継続して一定の治療を受けていることなどが必要であることから、指定の疾病に罹患しているとして手帳交付申請をしても、認定されないケースが生じている。
- 高齢化が進む「黒い雨」体験者への手帳交付を急ぐ必要がある中で、疾病要件の確認のため、審査に時間を要することとなる。また、高齢の申請者に、診断書の提出を求めることは、負担になっている。

7 核兵器廃絶に向けた取組の強化

国への提案事項

1 非核三原則の堅持

- 核兵器使用のリスクを防ぐ唯一の方法は廃絶しかないと認識に立ち、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地の想いをしっかりと受け止め、国是である「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を堅持すること。

2 被爆国としての積極的なリーダーシップの発揮

- 唯一の戦争被爆国として核兵器国と非核兵器国、及び分断する核兵器国間の橋渡しを行い、核兵器廃絶へ向けた強いコミットメントを示すこと。
 - ・ 核兵器不拡散条約(NPT)第11回運用検討会議において、政府主導による「国際賢人会議」での成果も活用し、「核兵器のない世界」の達成に直接言及する最終文書の採択に向け、積極的な貢献を行うこと。
 - ・ NPTと核兵器禁止条約(TPNW)は相互に補完するものであることを認識し、早急にTPNWへの署名・批准を行うこと。少なくとも、今後開催される検討会議等にオブザーバー参加すること。
 - ・ 本県が設置準備を進めている「核軍縮と持続可能性に関するフレンズ会合(仮称)」へ参加し、被爆国としての知見を活かし、国連の次期開発目標に核兵器廃絶が位置づけられるよう、国際社会の合意形成をリードすること。
- 「核兵器のない世界に向けたジャパン・チェア」の取組と本県が進める平和に関する取組において、互いに協力・連携し、核抑止に替わる安全保障の提案など、「核兵器のない世界」に向けた具体的な取組を推し進めること。

3 政治指導者等の広島訪問と国際会議の広島開催

- 被爆80年及び日本被団協のノーベル平和賞受賞により、核兵器廃絶への取組や被爆地への関心が高まっている機会を捉えて、世界各国の政治指導者等に、被爆地を訪問するよう積極的に働きかけること。
- 広島から世界に向けて平和を発信するため、G7広島サミットをはじめとする国際会議開催の成果を踏まえ、国際会議を積極的に広島で開催すること。

【提案先省庁：外務省】

7 核兵器廃絶に向けた取組の強化

現状/広島県の取組

- 被爆・終戦80年という、核兵器のない平和な世界の実現に向けた非常に重要な節目の年を迎え、多様な主体と連携し、様々な取組を実施している。
- 「日本被団協」が2024年のノーベル平和賞を受賞し、「核兵器が二度と使用されてはならない」とする国際規範である「核のタブー」についての再確認がなされた。
- 「国際平和拠点ひろしま構想」の下、新たに新3か年推進計画(令和7～9年度)を策定し、①核兵器廃絶に向けた新たな政策づくり、②多国間枠組みの形成を目指した国際社会への働きかけと賛同者の拡大、③次世代平和人材の育成、④持続可能な平和推進メカニズムの基盤整備、の4分野に注力した取組を実施。
- 国際平和拠点ひろしま構想推進計画を推進する「へいわ創造機構ひろしま(略称:HOPe)」の令和7年11月の一般社団法人化、12月業務開始予定に向け、資金面をはじめとする活動基盤強化の取組を進めている。
- 核兵器問題を持続可能性の観点から捉え、国連の次期開発目標に核兵器廃絶が位置づけられるよう、市民社会及び各国政府に対して働きかけを実施。

課題

- 歴代政権が堅持してきた非核三原則について、一部で見直しについての議論が、今なお取りざたされている。
- ロシアのウクライナ侵略を巡る情勢の複雑化と、その中で繰り返される核兵器による恫喝、中国・北朝鮮の核兵器開発の進展や、欧州などにおける核の脅威に対する安全保障上の懸念からの核抑止力への依存強化など、核兵器が使用されてはならないとする「核のタブー」が危機に瀕している。
- 核兵器禁止条約(TPNW)をめぐる、核兵器国と非核兵器国の分断が続いているほか、核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議において、核兵器国同士の分断等により、2010年を最後に最終文書を合意することができない状況が続くなど、核兵器廃絶に向けた情勢は非常に厳しい。
- 政治指導者等に核兵器の使用がもたらす人道的影響について理解を深めてもらう必要がある。
- 従来の人道性及び安全保障からのアプローチに、持続可能性からのアプローチを加え、国際社会の分断を乗り越え、核軍縮に向けた国際的合意形成を図る必要がある。

